

(2) 経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																												
生野支援学校	<p>下記の講習会の講師謝礼の支出に当たっては、源泉徴収義務があるにもかかわらず、旅費について源泉徴収が行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">単位（円）</p> <table border="1" data-bbox="492 569 1641 915"> <thead> <tr> <th>講習会実施日</th> <th></th> <th>報酬</th> <th>旅費</th> <th>源泉徴収額</th> <th>支給額計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成29年2月3日</td> <td>誤</td> <td>13,500</td> <td>1,200</td> <td>1,378</td> <td>13,322</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>13,500</td> <td>1,200</td> <td>1,500</td> <td>13,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成29年2月17日</td> <td>誤</td> <td>13,500</td> <td>1,200</td> <td>1,378</td> <td>13,322</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>13,500</td> <td>1,200</td> <td>1,500</td> <td>13,200</td> </tr> </tbody> </table>	講習会実施日		報酬	旅費	源泉徴収額	支給額計	平成29年2月3日	誤	13,500	1,200	1,378	13,322	正	13,500	1,200	1,500	13,200	平成29年2月17日	誤	13,500	1,200	1,378	13,322	正	13,500	1,200	1,500	13,200	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、講師謝礼等の支出事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【所得税法】</b>  (源泉徴収義務)  <b>第204条</b> 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。  一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金</p> <p><b>【所得税基本通達】</b>  <b>第6章</b> 報酬、料金等に係る源泉徴収  <b>法第204条《源泉徴収義務》関係</b>  &lt;共通関係&gt;  (報酬又は料金の支払者が負担する旅費)  <b>204-4</b> 法第204条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる報酬又は料金の支払をする者が、これらの号に掲げる報酬又は料金の支払の基因となる役務を提供する者の当該役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用も負担する場合において、その費用として支出する金銭等が、当該役務を提供する者（同項第5号に規定する事業を営む個人を含む。）に対して交付されるものでなく、当該報酬又は料金の支払をする者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、当該金銭等については、<b>204-2</b>及び<b>204-3</b>にかかわらず、源泉徴収をしなくて差し支えない。</p> </div>	<p>旅費に係る源泉徴収額について、納付書を発行し、納付されたことを確認した。</p> <p>また、講師謝礼等の支出事務について事務職員に周知徹底した。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>
講習会実施日		報酬	旅費	源泉徴収額	支給額計																										
平成29年2月3日	誤	13,500	1,200	1,378	13,322																										
	正	13,500	1,200	1,500	13,200																										
平成29年2月17日	誤	13,500	1,200	1,378	13,322																										
	正	13,500	1,200	1,500	13,200																										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年11月17日）